

事務局ニュースNO.12-7 2013. 1. 31 埼玉県学童保育連絡協議会

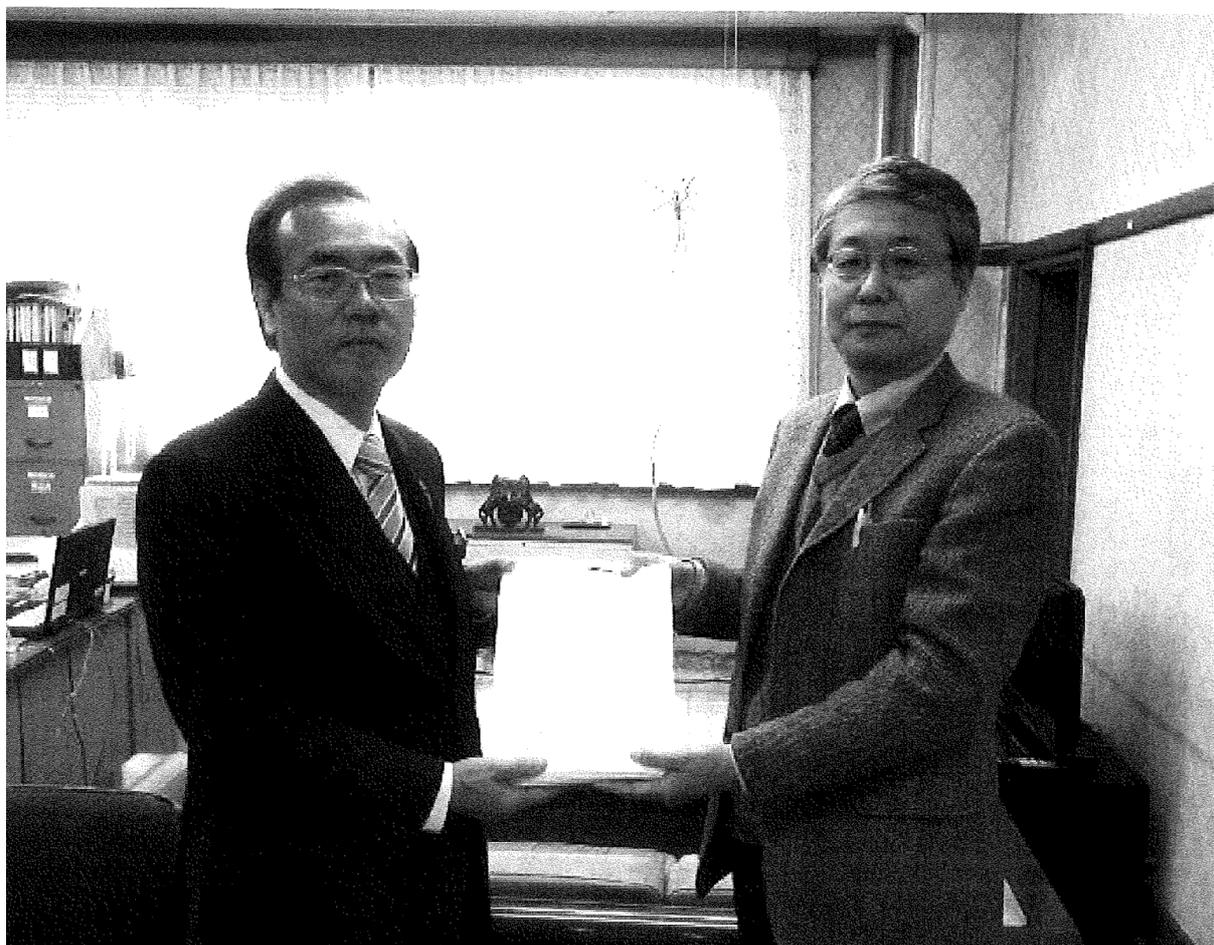
〒 330-0854 さいたま市大宮区桜木町4-147-1藤本ビル3F

TEL048-644-1571 FAX 048-644-1572

http://www.geocities.jp/saitama_gakudou/ Eメール gakudoust@yahoo.co.jp

【郵便振替】00160-7-93727 埼玉県学童保育連絡協議会

- ① 1月10日、福祉部長に**15,394筆の署名**を届け陳情しました。
「少なくとも『埼玉県の学童のレベルが下がった』と言われる
ことのないように、頑張っていきたい！」



- ② 「**放課後児童クラブ運営基準点検結果**」が公開されました。
自分の地域の点検結果を確認して、運動に生かしましょう！
- ③ 新学期に向けて「**日本の学童ほいく**」誌の“全員講読”、
4月号・見本誌を活用した普及拡大の討議を進めましょう！

■ 県連協からの報告 (^ _ ^) v

1. 荒井福祉部長に署名を渡しました

1月10日(木)、県知事への陳情署名を荒井幸弘福祉部長にお届けしました。この日までに、15,394筆の署名が集まりました。県連協から5名が参加しました。

県連協・薄井会長のあいさつの後、木村事務局長が陳情内容を説明。続いて参加者から、「市町村の条例策定に当たって県としてはたらきかけを」(森川・事務局次長)、「指導員として長く働き続けられるように運営費補助の増額を」(佐藤・県指導員連協会長)、「障害児学童保育について、現行施策で継続するクラブと新事業に移行を希望するクラブへそれぞれ支援を」(阿利・狭山市障害児学童保育ぼしえっと指導員)と要望しました。

これに対して、荒井福祉部長が以下のようにコメントしました。

□「学童保育については、基本的に絶対後退させないことは最前提」

「まさに、ちょうどいま、予算の時期でして、ご案内のとおり、予算が全体的に非常に厳しい中で、福祉の予算をどうするか。その中で、特に学童については、基本的には、我々としては、後退させない。絶対に。それはまず、最前提。その上で、あと何がどうあったらできるのか。それは、我々の工夫で、また財政課との協議の中で考えていかなければいけない」

□「市町村の条例化に当たっては従来と同様に施策を実施するようお願いしていきたい」

「これから、新しく市町村が条例をつくるのですが、ずっと県の指導の下でやってきた市町村ですので、今度は、自分ところで条例つくるから、勝手にやるぞということではないと思いますので、それはしっかり、県も、今までと同じように、市町村には、いろいろ都合あるんでしょうけれど、やってほしいということ、いろいろな意味で指導なり、お願いしていきたい。具体案は、国が、来年にならないと見えないということもあるようですので、今の段階で、明確に言えないが、少なくとも埼玉県の学童のレベルが下がったといわれることのないように、我々としても一緒に頑張っていきたい」

「県連協からも、市町村へ是非、実態や現場の意見を踏まえてお願い等々をしていただきたい」

□障害児学童保育問題 「課のまたがる話は、私から『ちゃんとやれ』と言います」

「両課のまたぎは何かあったら私に言ってください。「ちゃんとやれ」って言いますから。間には副部長も局長もいますので、調整させます。それぞれ事情あるにせよ、県民の方のサービスどうするかという視点で見ておかないと。どうしたらいいか検討したいと思います。できることは一生懸命させていただきます」

2. 埼玉県・埼玉県議会の動き

(1) 県「放課後児童クラブ運営基準の点検結果」を市町村に通知しHPで公開(1月7日) / 市町村の「自然災害対策マニュアル整備状況」も明らかに

県は、「放課後児童クラブ運営基準」(2004年3月策定)にもとづき、04年度から毎年、市町村に対して運営基準に掲げる225項目について実施状況を点検調査し、その結果をホームページで公表しています。県少子政策課は、今年度の調査結果を市町村へ通知し、併せて1月7日、県庁HPでも公

開しました（▲別紙①一部）。

県庁HPを閲覧して、内容を是非、確認して下さい。「運営基準点検表集計結果」は、調査結果の概要となっています。また、「各市一覧表」「各町村一覧表」は、政令市（さいたま市）と中核市（川越市）を除いた全市町村の結果が各市町村のクラブ分の集計という形で掲載されています。

みなさんのそれぞれの地域で、①そもそも、市町村が正確に調査を行っているか ②何が自分の地域の課題・問題かを、全県や他市町村との比較で明らかにして話し合ってください。

今回、県は、「放課後児童クラブ自然災害対策マニュアル」を策定しているかについても併せて調査しました。その結果、県内61市町村中、市町村マニュアルを整備しているのは30市町、各クラブマニュアルを整備しているのは24市町、双方共に整備していないのは23市町村であることが明らかになりました。

（2）平成24年度放課後児童クラブ新任指導員研修会（第12回学童保育新人指導員研修会）を開催します 3月17日（日） 於：埼玉教育会館（▲別紙①）

市町村を通じてクラブへ案内が届き、各クラブから市町村を通じて参加を申し込む形となります。

県連協からお知らせ・お願い（〇）

1. 第4回代表委員会のお知らせ 地域連協・保護者等の組織強化について討議します

□日時 3月9日（土）18:00開場、18:15～21:00

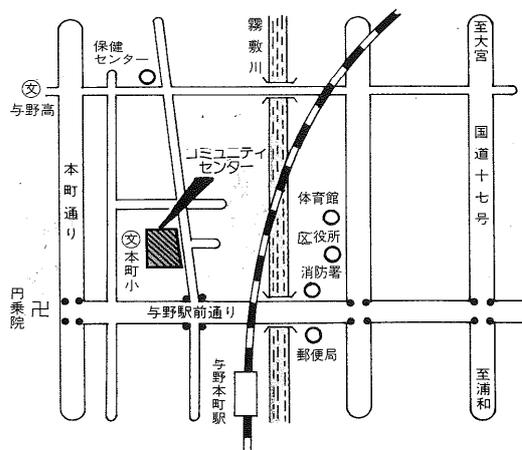
□会場 さいたま市与野本町コミュニティセンター

□主な内容

1. 県連協から報告 2013年度学童保育県予算案等
2. 地域から報告 2013年度の市町村の学童保育予算や施策の動きなどについてご報告下さい
3. 議題

- ①地域連絡協議会（学童保育の会）・保護者会等の組織の現状と課題 ②関連して、『日本の学童ほいく』誌の定着、普及・拡大のとりくみについて ③その他

※ 前回の事務局ニュースでお願いした「連絡協議会の組織実態調査」をまだ送っていただけない地域は、至急、お送り下さい。



2. 新学期を前に、連協・クラブで『学童ほいく』誌定着・普及の議論を！

* 『日本の学童ほいく』誌は、学童保育活性化の生命線、県連協にとっても生命線

『日本の学童ほいく』誌は、働く親たちが子育てをしていく上での、指導員がよりよい保育を進めていく上での、智恵や知識、アドバイスがいっぱい詰まった“一冊まるごと学童保育”の、日本で唯一の学童保育専門誌です。

同時に、この本の売上げの財政が全国学童保育連絡協議会の収入の9割を占め、埼玉県連協にとっても還元金（1部に付き約80円）が収入の3割を占め、運動を支える極めて大きな財源となっています。また1部に付き約30円は、地域連協やクラブの還元金となっています。

全国連協は、国の制度の実現と施策改善の要としての役割を果たしています。埼玉県連協は、1973年の県独自施策を誕生させる、2004年に全国で初めて「県放課後児童クラブ運営基準」をつくらせる、毎年、県予算増を実現させるなど、県の学童保育運動の要としての役割を果たしています。

学期末を迎えるこの時期に、改めて『日本の学童ほいく』誌について、保護者全世帯と全指導員が購読することの意義と大事さを話し合ってください。定例の連協会議や保護者会・役員会などで時間をとって話して下さい。

(1) 4月号＝見本誌の部数を教えてください

新1年生の保護者を中心に『日本の学童ほいく』誌を知らせ、講読を訴えて下さい。

4月号は昨年7月号の半数を見本誌として贈呈できます。

県連協事務局へ2月3日までに、①見本誌の部数 ②普及用ポスター（4月からのカレンダーとなっています）部数 ③チラシ枚数をお知らせ下さい。

(2) すべてのクラブから『日本の学童ほいく』誌のモニターの選出をお願いします

併せて、すべての連協・クラブから**モニター登録**をお願いします。モニターとは、雑誌をよりよいものにするために、感想・意見を通信していただく制度です。読者であれば誰でもOK、1クラブ複数でもOKです。毎号について通信を送れば（※ノルマはありません）、300円をゲットでき、通信が雑誌に掲載されれば、原稿料をプラス500円ゲットできます。第一次〆切は、2月末とします。

FAX 048 (644) 1572 **Eメール** gakudoust@yahoo.co.jp

連絡担当者氏名 _____ 市町村連協ないし学童保育名 _____

4月号の見本誌普及部数を教えてください 併せて、ポスター、チラシの必要数を教えてください（※2月3日までに）

見本誌 _____ 冊 / ポスター _____ 部 / チラシ _____ 枚

すべてのクラブから『学童ほいく誌』モニター登録をお願いします

モニター登録をされる方の名前と連絡先を教えてください。※人数制限はありません

